

○島本町立学童保育室設置条例施行規則

平成 1 6 年 9 月 1 5 日

教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島本町立学童保育室設置条例（昭和 5 7 年島本町条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する学童保育室の定員は、別表第 1 のとおりとする。ただし、教育長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平 1 8 教委規則 4・平 2 8 教委規則 2・令 5 教委規則 9・一部改正)

(入室申請)

第 3 条 条例第 4 条に規定する申請は、学童保育室入室申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添付して行うものとする。

(入室の決定)

第 4 条 教育長は、条例第 3 条の規定による資格について、実態調査に基づき入室を決定するものとする。

2 条例第 2 条の定員を超過するときは、条例第 3 条第 2 号の規定に基づき公正な方法により選考して決定するものとする。

(入室許可)

第 5 条 教育長は、前条に基づき入室決定をしたときは、学童保

育室入室許可書（様式第2号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

（入室許可の取消し）

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入室の許可を取り消すことができる。

（1） 条例第3条各号に掲げる入室の要件に該当しなくなったとき。

（2） 保育料を正当な理由なくして引き続き2か月以上納付しないとき。

（平29教委規則1・追加）

（保育料の納入）

第7条 保護者は、条例第6条第1項に定める毎月の保育料を翌月の10日までに納入しなければならない。

2 前項に定める保育料は、月の中途において入室し、休室し、又は退室した場合には、その月分全額を納入しなければならない。

3 延長保育を利用した保護者は、条例第6条第2項に定める保育料を利用月分一括して利用月の翌々月の10日までに納入しなければならない。

4 第1項又は前項に規定する納期限が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、当該納期限は、その休日の翌日とする。

（平18教委規則4・全改、平29教委規則1・旧第6条

繰下・一部改正、令 5 教委規則 9 ・一部改正)

(保育料の減免)

第 8 条 条例第 7 条の規定により保育料（おやつ代を除く。以下この項及び別表第 2 において同じ。）を減免する場合は、児童の属する世帯の市町村民税額が一定額に満たない場合及び同一世帯から複数の児童が学童保育室に入室している場合とし、その場合における保育料の減免額の基準は、同表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者で、保育料を負担することが困難なものに対しては、保育料を減免することができる。

(1) 災害等により不慮の損害を受けた者

(2) その他特に減免することが必要であると認める者

3 前項の場合における保育料の減免額の基準は、別表第 3 のとおりとする。

(平 2 9 教委規則 1 ・旧第 7 条繰下、令 5 教委規則 9 ・一部改正)

(保育料の減免申請)

第 9 条 保育料の減免を受けようとする者は、教育長に減免申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。ただし、別表第 3 の 4 の項に掲げる事由により保育料の減免を受けようとするときは、休（退）室届（様式第 5 号）の提出をもって減免申請書の提出に代えることができる。この場合において、休（退）室届の提出があったときは、減免申請書の提出があったものと

みなす。

（平 2 9 教 委 規 則 1 ・ 旧 第 8 条 繰 下、 令 5 教 委 規 則 9 ・ 一部 改正）

（減免の決定）

第 1 0 条 教育長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、減免承認、不承認通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（平 2 9 教 委 規 則 1 ・ 旧 第 9 条 繰 下）

（減免の期間）

第 1 1 条 減免の期間は、別表第 2 及び別表第 3 の適用月の欄に定めるとおりとする。ただし、同欄に定める期間内であっても、減免事由が消滅した場合には、その消滅した日の属する月（当該消滅した日が月の初日であるときは、その月の前月）をもって終了する。

（令 5 教 委 規 則 9 ・ 追加）

（減免の取消し等）

第 1 2 条 減免を受けた者は、収入その他の事情が変化したことによりその減免区分に該当しなくなったとき（別表第 2 備考 1 の規定により市町村民税を前年度分から当該年度分に変更したことによる場合を除く。）は、その旨を速やかに教育長に申し出なければならない。

2 教育長は、前項の規定による申出を受けたとき又は減免を受けた者がその減免区分に該当しなくなったことを把握したとき

若しくは減免の申請に偽りその他不正の行為があったことを認めたときは、当該減免の期間を短縮し、又はその承認を取り消すことができる。

3 教育長は、前項の規定による処分を行うときは、減免を受けた者に通知するものとする。

(令5教委規則9・追加)

(2以上の減免区分に該当する場合の取扱い)

第13条 別表第3に規定する減免区分のうち2以上のものに該当する場合は、減免額の合計が最も大きいものを適用するものとする。

(令5教委規則9・追加)

(減免後の保育料額の端数処理)

第14条 第8条第2項の規定による減免後の保育料額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(令5教委規則9・追加)

(休室日)

第15条 学童保育室の休室日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休室することができる。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(平29教委規則1・旧第10条繰下、令5教委規則9・

旧第 1 1 条 繰下)

(休室及び退室)

第 1 6 条 保護者は、児童を休室又は退室させようとするときは、
休(退)室届を提出しなければならない。

(平 1 8 教委規則 4・旧第 1 2 条 繰上、平 2 9 教委規則 1・
旧第 1 1 条 繰下、令 5 教委規則 9・旧第 1 2 条 繰下・一部
改正)

(職員)

第 1 7 条 学童保育室に、室長、主任指導員、指導員その他必要
な職員を置く。

2 室長、主任指導員及び指導員は、島本町放課後児童健全育成
事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年島
本町条例第 2 5 号。以下「設備運営基準条例」という。)第 1
2 条第 3 項に規定する放課後児童支援員である者とする。

3 学童保育室の運営上特に必要がある場合には、前項の規定に
かかわらず、当該学童保育室を適切に運営する能力を有する者
又は同項に規定する者と同等の資質を有すると認める者を室長
とすることができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和 2 5 年法律
第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
である指導員でその属する職務の級が 1 級であるものその他教
育長が適当と認める主任指導員及び指導員は、設備運営基準条
例第 1 2 条第 3 項各号のいずれかに該当する者とする。

(令 2 教委規則 4 ・ 全改、令 5 教委規則 9 ・ 旧第 1 3 条繰下)

(職務)

第 1 8 条 室長は、上司の命を受け、学童保育室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任指導員は、室長を補佐し、並びに上司の指揮を受け、支援（設備運営基準条例第 6 条第 1 項に規定する支援をいう。以下同じ。）に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たり、並びに児童の支援に従事する。

3 指導員は、上司の指揮を受け、児童の支援に従事する。

(令 2 教委規則 4 ・ 追加、令 5 教委規則 9 ・ 旧第 1 4 条繰下)

(委任)

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、学童保育室の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 1 8 教委規則 4 ・ 旧第 1 4 条繰上、平 2 9 教委規則 1 ・ 旧第 1 3 条繰下、令 2 教委規則 4 ・ 旧第 1 4 条繰下、令 5 教委規則 9 ・ 旧第 1 5 条繰下)

附 則

この規則は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 3 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 1 2 月 4 日教委規則第 1 3 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第1号から様式第5号の規定は、平成28年度以後の学童保育室の入室に係る申請等について適用し、平成27年度の学童保育室入室に係る申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日教委規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月7日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年3月29日から適用する。

附 則（令和4年10月28日教委規則第4号）

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日教委規則第5号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 1 月 2 8 日教委規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島本町立学童保育室設置条例施行規則の規定は、令和 6 年 4 月以後の月分の保育料について適用し、同年 3 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 2 8 教委規則 2 ・追加、平 2 9 教委規則 1 ・平 3 0 教委規則 4 ・令 3 教委規則 5 ・令 5 教委規則 5 ・一部改正、令 5 教委規則 9 ・旧別表 ・一部改正）

名 称	定 員
第一学童保育室	1 5 2 人
第二学童保育室	1 8 5 人
第三学童保育室	1 0 8 人
第四学童保育室	2 5 4 人

別表第 2（第 8 条関係）

（令 5 教委規則 9 ・追加）

（単位：円）

保育料の減免基準		適用月
児童の属する世帯の階層	減免後の保育料月額	

区 分			第 1 子	第 2 子 以 降	
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に よる被保護世帯（単給 世帯を含む。）		0	0	申 請 月 分 か ら 当 該 年 度 3 月 分 まで
B	A階層を除き、市町村 民 税 非 課 税 世 帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除 き、市町村民税所得割 非課税世帯		2 , 5 0 0	1 , 2 5 0	
D	A階層か らC階層	1 0 0 , 0 0 0 円 未 満	3 , 0 0 0	1 , 5 0 0	
E	までを除 き、市町 村民税課 税世帯で	1 0 0 , 0 0 0 円 以 上 1 8 0 , 0 0 0 円 未 満	4 , 5 0 0	2 , 2 5 0	
F	あって、 その市町 村民税の 所得割額 が右の区	1 8 0 , 0 0 0 円 以 上 2 4 0 , 0 0 0 円 未 満	5 , 0 0 0	2 , 5 0 0	

	分に該当 する世帯				
--	--------------	--	--	--	--

備考

- この表において「市町村民税」とは、４月から８月までの月分の保育料については前年度分、９月から３月までの月分の保育料については当該年度分とする。
- この表において「所得割額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法の例により算出した額をいう。
- 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２３条の規定により市町村民税の減免があり、その旨の申出があった場合は、その額を所得割額から控除して得た額を所得割額とする。
- この表において「第１子」及び「第２子以降」とは、それぞれ同一世帯から学童保育室に入室している児童のうち最年長の者及びそれ以外の者をいう。
- 第２子以降の減免後の保育料月額は、入室児童１人当たりの保育料月額とする。

別表第３（第８条関係）

（令５教委規則９・追加）

区分	保育料の	事由	減免割合等	適用月
----	------	----	-------	-----

	種 類				
1	条 例 第 6 条 第 1 項 に 定 め る	災 害 等 に よ り 不 慮 の 損 害 を 受 け た 場 合 で、右に該当 するとき	家 屋 の 全 焼 又 は 全 壊	1 0 割	申 請 月 の 翌 月 分 か ら 当 該 年 度 3 月 分 ま で
			家 屋 の 半 焼 又 は 半 壊	5 割	
2	保 育 料	年 度 途 中 に お い て、勤 務 先 若 し く は 事 業 の 経 営 が 悪 化 し た こ と 又 は 不 慮 の 事 故 に 遭 っ た こ と に よ り、申 請 月 の 月 額 収 入 が 減 少 前 3 か 月 の 平 均 月 額 収 入 の 5 割 以 下 と な っ た 場 合		当 月 分 保 育 料（お や つ 代 を 除 く。） 額 から、 申 請 月 に お け る 保 護 者 の 収 入 月 額 か ら 推 計 し た 当 該 世 帯 の 年 間 収 入 金 額 に 基 づ く 市 町 村 民	申 請 月 の 翌 月 分 か ら 3 か 月 分（当 該 申 請 月 の 翌 月 の 属 す る 年 度 内 の 月 分 に 限 る。）

			税 額 に 該 当 す る 別 表 第 2 に 掲 げ る 階 層 区 分 の 保 育 料 額 を 控 除 し た 額	
3		災 害 そ の 他 緊 急 や む を 得 な い 場 合 と し て 教 育 長 が 定 め る 場 合 に 該 当 し、 臨 時 に 休 室 等 を し た 場 合	当 月 分 保 育 料 額 に、 臨 時 に 休 室 等 を し た 日 数（ 2 5 日 を 超 え る と き は、 2 5 日） を 2 5 で 除 し て 得 た 数 を 乗 じ て 得 た 額	教 育 長 が 定 め る 月 分

4		児童が登室しないことについてやむを得ないと認める事情により、月の初日から末日までの全日数を休室した場合（当該月の前月の末日までに、第16条の規定による休室の届出がなされている場合に限る。）		10割	当該月分
5	条例 第6条 第1項	別表第2のA階層又はB階層に属する場合		10割	申請月分 から当該 年度3月 分まで
6	に定める 保育料（お やつ代に 限る。）	食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつの提供を受けない場合		10割	申請月分 から当該 年度3月 分まで
7	条例	災害等により	家屋の全	10割	申請月の

	第 6 条 第 2 項 に 定 め る	不慮の損害を 受けた場合 で、右に該当 するとき	焼又は全 壊		翌月分 から当該年 度3月分 まで
			家屋の半 焼又は半 壊	5割	
8	保 育 料	別表第2のA階層又はB階 層に属する場合		10割	申請月分 から当該 年度3月 分まで

備考

- 1 区分1及び7に係る申請に当たっては、り災証明書等の添付を要するものとする。
- 2 区分2に係る申請に当たっては、各月の収入(所得税法(昭和40年法律第33号)において課税所得に該当するものに限る。)が確認できる書類等の添付を要するものとする。
- 3 区分3に係る申請に当たっては、当該区分に係る減免後の保育料額の支払をもって、減免を承認したものとみなす。
- 4 区分5及び8の規定による免除は、別表第2に定める保育料の階層区分の決定に基づき適用する。

様式第1号(第3条関係)

※住民登録確認欄

学童保育室入室申請書

※児童コード

申請日 年 月 日

島本町教育委員会教育長 様

保護者 住所 島本町

氏名

電話 ()

学童保育室への入室につき次のとおり申請します。

入室 児童	氏 名 (ふりがな)	性 別	生 年 月 日	入室年度小学校・学年
		男 ・ 女	年 月 日生	第 小学校 年生
入 室 が 必 要 な 理 由			入 室 希 望 期 間	
☐ 保護者の就労のため ☐ 保護者の疾病のため ☐ その他 ※具体的に ()			1. 年 月 日 ～ 年度末 2. 長期休業日のみ (春休み ・ 夏休み ・ 冬休み) 3. その他 ()	

1. 児童の家族構成

入室児童と同居している親族	(ふりがな)	続柄	生 年 月 日	児童との世帯の別	勤務先・通学先	勤務先電話番号
	氏 名		(年 齢)			勤 務 時 間
		父	年 月 日 (歳)	同・別		: ~ :
		母	年 月 日 (歳)	同・別		: ~ :
			年 月 日 (歳)	同・別		: ~ :
			年 月 日 (歳)	同・別		: ~ :
			年 月 日 (歳)	同・別		: ~ :
			年 月 日 (歳)	同・別		: ~ :
	生活保護の状況		保護の適用開始日: 年 月 日			

※ 入 室 年 月 日	年 月 日	※ 退 室 年 月 日	年 月 日
-------------	-------	-------------	-------

※印の欄は記入しないでください。

2. 利用予定曜日・時間

利用予定曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	週_____日程度利用
利用予定時間	授業日	放 課 後 ～ 午後_____時_____分
	土曜日	午前_____時_____分 ～ 午後_____時_____分
	休校日	午前_____時_____分 ～ 午後_____時_____分

3. 保護者の通勤状況

保 護 者 の 状 況	続柄	主な通勤手段 ※該当するものに○	所要時間(片道)
	父	電車・バス・自動車・自転車・徒歩 その他 ()	約 時間 分
	母	電車・バス・自動車・自転車・徒歩 その他 ()	約 時間 分
		電車・バス・自動車・自転車・徒歩 その他 ()	約 時間 分
		電車・バス・自動車・自転車・徒歩 その他 ()	約 時間 分
		電車・バス・自動車・自転車・徒歩 その他 ()	約 時間 分

4. 祖父母の状況

			ふりがな	年 齢	職 業	健康 状況	住所・電話番号	
			氏 名				町 内	町外 (市町村名まで)
祖父母の状況	父方	祖父				島本町		
		祖母				島本町		
	母方	祖父				島本町		
		祖母				島本町		

様式第 2 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様
様

島本町教育委員会教育長

学童保育室入室許可書

学童保育室の入室については、次のとおり許可しますので通知します。

入会する児童の氏名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
入会する事業所の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	
備考	1 児童の健康状態等、保育上不適当であると認められる場合は、一時その児童の出席を停止し、又は入室許可を取り消すことがあります。 2 入室を許可した後、申請内容に虚偽若しくは実態と乖離があると認めた場合は、許可を取り消すことがあります。 3 就労状況や世帯状況に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号
T E L

様式第3号(第9条関係)

減免申請書

年 月 日

島本町教育委員会
教 育 長 様

保護者住所

氏名

電話

島本町立学童保育室設置条例第7条の規定に基づき、学童保育室保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

入室児童	氏名(ふりがな)	入室先学童保育室	学 年
	()	第 学童保育室	年生
申請理由	該当する項目に「○」をしてください。 1 保護者の市町村民税均等割額及び所得割額に基づき、島本町立学童保育室設置条例施行規則別表第2に定める減免後の保育料月額とするため 2 災害等により不慮の損害を受けたため 3 勤務先若しくは事業の経営が悪化したこと又は不慮の事故に遭ったことにより、申請月の月額収入が減少前の3か月の平均月額収入の5割以下となったため 4 災害その他緊急でやむを得ない場合として教育長が定める場合に該当し、臨時に休室等となったため 5 食物アレルギーにより、入室期間の全日数でおやつを提供を受けないため 6 その他 〔 〕		

(注)申請理由に応じて、添付書類の提出が必要です。

様式第4号(第10条関係)

第 号

承認
減免 承認 通知書
不承認

承認・不承認の別		承認・不承認	
減免前の保育料	年 月分 ～ 年 月分		
	児童名		
	金 額	円	
減免後の保育料	年 月分 ～ 年 月分		
	児童名		
	金 額	円	
承認理由 不承認			
条件			

年 月 日付けで提出のあった学童保育室保育料減免申請書については、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

島本町教育委員会教育長

様

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に島本町教育委員会教育長に審査請求をすることができます。

この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として(訴訟において島本町を代表する者は、島本町教育委員会となります。)決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第9条、第16条関係)

	課 長	係 長	係	担当課使用欄
				☐ システム処理

休(退)室届

年 月 日

島本町教育委員会
教 育 長 様

保護者 住 所 島本町

(ふりがな) ()

氏 名

電話番号 () (呼)

次の理由により、学童保育室を(休室 ・ 退室)したいので、届け出ます。

(ふりがな) 児 童 氏 名	()	男・女	第 学童保育室 (学年)
生 年 月 日	年 月 日生		

休 室 (休 室 期 間)	年 月 日 ~ 年 月 日
退 室 (最終登室日)	年 月 日

(休室 ・ 退室)理由 ※ 転出に伴う退室の場合、転出先の住所・電話番号を併せてご記入ください。